

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月12日（木）15:19～15:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

高橋 浩人 秋田県大潟村長

北嶋 学 秋田県大潟村産業建設課長補佐

松橋 耕平 秋田県大潟村産業建設課主事

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 （仮）創立100周年へ向かう新たな農業創生特区
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、秋田県高橋大潟村村長にもおいでいただいております。国家戦略特区の御提案を頂戴しておりますが、40以上の指定地域候補がございます。年内にまた拡大をしようということで総理からも御指示をいただいておりますけれども、今回思い切った御提案を大潟村からもしていただいているということでございます。

30分間時間があるということでございますので、おおむね10分程度で特に規制緩和の項目について御説明を頂戴した上で、その後、意見交換とさせていただければと思っております。

内容につきまして非公開の御要望がある部分がございますら、その場でおっしゃっていただければと思います。

本日は、八田座長が急遽御欠席ということで、その代理として原委員に代役を務めていただいております。

それでは、原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

今回の御提案で事前に資料を拝見している中では最も楽しみにしておりましたところの一つなもので、ぜひよろしく願いいたします。御説明をお願いします。

○高橋村長 それでは、秋田県大潟村から農業創生特区ということで御提案をさせていただきます。大潟村は八郎潟干拓事業によって国営事業で干拓ということでできた村でして、全国から入植者が集まって今に至っている。干拓した目的も食料の生産、(当時、食糧不足手であったということ。)そして、近代的な農村をつくるという2つの大きな目的のもとにつくられて現在に至っています。

そうした中で、今、農業の大きな転換期を迎えていると思っております、今までも例えば食糧管理法の改正で食糧法になったり、いろいろな変遷があった中で、特に今回大きな転換期を迎えていると思っております。そうした中において、今後も農業が持続的に発展できるようなことへつなげていくいい機会をいただいたと思っております、今回、そうした意味で提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それぞれ約17項目を今回挙げさせていただきました。大きく分けると、農地にかかわる部分は、今、農地が分散したということで、それをいかに集約するかということの大きなテーマになっています。国のほうでは農地管理機構を通じた集約化などもしていますが、それは所有権の移転まで至っていません。耕作権だけで、それは将来に必ず問題が生じると思っております、やはり所有権の移転を伴う農地の集約化ということが必要だと思っております。そういう意味では交換分合という手法が最も効果的だと思っております、今回それを1つ目としては提案をさせていただいております。

交換分合事業となると複雑な手続やいろいろな基準がありまして、現状では難しい状況ですが、相対でもできるぐらいのことをさせていただきたいと思っております。

また、農地にかかわる部分で、今、米が余っているということで、新規開田抑制ということがうたわれていますが、今後、TPPを始め競争力をつけるに当たっては、やはり優良地、平場においては大規模化、新規開田も含めた総合的な効率のよい生産、または品質のよい生産をもっと加速しなければいけない、そういうことにおいては新規開田抑制もこの機会に撤廃をし、その地域で新しく優良農地化できる場所があればどんどんして、輸出を含め取り組んでいくぐらいのことをするべきだと思っております。

また、生産にかかわる部分としては、今、種苗や農薬などいろいろな規制がある中で、国の公的機関で種苗登録した品種であっても、それが県の登録がなければ、例えば米、麦、大豆など、各種奨励金がいただけない状況になっています。国のほうではさまざまな公的機関で優良な品種を作り出しても、すぐ農家が使えない状況になってしまっていて、そういうことではなく、国がちゃんと登録した品種は農家の意向で使えるようにするべきだということ。同じように農薬においても、非常に有用な農薬の登録が次々されていますが、それも県の基準、県のそうしたものの認可がなければ使えないということもありまして、そうしたものも国の基準で全て使えるようにしていただきたい。このようなことが挙げられる

かと思えます。

人にかかわる部分として、今まさに大潟村では後継者が8割ぐらいいまして、農業の継承をしっかりしています。そうした中で、今回、税法の改正で、資産相続にかかわる部分で、以前、農地については特典というか、そうしたものがありませんでしたが、今回それが取り払われたということで、かなりの相続負担が農地として発生しています。やはり経営を継承していく、または優良農地をしっかり守りながら経営を継続するためには大きな負担になってしまいました。せめて以前に戻して負担がないように、また、経営として農業経営が継続できるようにもしていただきたいと思います。

そして、人ということでは、今の農村では雇用が非常に難しい。新たに農業の雇用することが難しい状況になっていまして、人口減が本当に進んできて、高齢化と相まって、そうした中で、農業を継続、または新たな展開をするに当たっては、今、研修という制度のもとで各種外国人の方が来ていますが、実態はどちらかというとならば就労的な意味合いが強いと思うので、そういうことではなく、明確にもう就労ビザを出すぐらいのことをしていただいたほうがはっきりして現場としてもやりやすいし、来た方もそういうことで来て、またその経験が国に帰って、国の農業を支えるということにもつながるのではないかということなども挙げられると思います。

今、農業を取り巻く中で非常に技術革新も進んでいます。先般、農業のトラクターの自動走行の実証を行いました。あわせてドローンを使ったもの、また、GPSを活用した高低差、レベリングをする作業機械など、さまざまなそうした技術が進んでいます。そうした中では、例えばGPSや自動走行の場合、電波法の要件が絡んできて、なかなか広いエリアで効率的に行うことが難しい。また、ドローンであれば、上空を飛ぶに当たってのいろいろな規制、また、今はまだはっきりしていませんが、その操縦免許をどうするか、いろいろなことがあると思いますが、大潟村のようなほかに宅地などないはっきりとした農業エリアであれば、そうしたドローンを使うことを、そうしたモデル地区のような形ででもどんどん進めて実証地にしていったらどうかということなどもあると思います。

そして、今、農村もいろいろな意味で観光的な、または研修の場であったりということが非常に盛んになってきてまして、大潟村にも首都圏から修学旅行が来るようになりました。そうした中で、村は交通機関が非常に脆弱でして、地域にある交通資源というか、例えばホテルや温泉が保有しているバスなど、そうしたものを活用して、そうした観光に来た方々を案内したり、または送迎したりというようなことに使えるようにするというのも大事ですし、農家民泊をした場合、ちゃんとした基準に沿った家に改修しないと、料金としてはいただけない。そうではなく、今ある家をそのまま民泊を受け入れても宿泊料としていただけるようなことがあったほうが、より明確化できるのではないかと思います。

あと、今、村では、農業から、特に稲作から出るもみガラを使って、バイオマス熱利用の検討を具体的に始めました。地域熱供給や地域の電力供給、エリア内を想定して、そうしたときに熱供給という場合、さまざまな法的なものがこの先、障害になり得る

可能性があるということで、特に事業化、やはりそういったものを自治体がやるのではなく、新たに会社を立ち上げて事業として進めたいと思っていて、そうした事業を起こして回すというか、運用する場合のさまざまな規制も予想されますので、そうしたこともいち早くできるような環境整備をしていきたいということで、大まかではありますが、そのような観点から、今回提案をさせていただきました。

また話は戻りますが、今、農業の大きな転換期の中で、やはり地方創生総合戦略、今、つくっていますが、地方が残るには産業がなければ人は住んでいけないと思っていて、その産業の中で特に農業をしっかり今後も継続、発展できるようにするためにも、ぜひ今回のような提案を通していただいて、これからの農業の発展に少しでも役立てればと思っていますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○原委員 大変ありがとうございます。

項目がたくさんございましたけれども、まだ御説明いただいていない項目もありましたけれども、多分今おっしゃられたところが優先項目ということでいらっしゃいますね。

○高橋村長 はい。

○原委員 幾つかわからないところ、これまでの御提案、なかなかほかのところからいただいていない項目も幾つもあったものですから、最初の農地関係で交換分合のお話と新規開田抑制のところ、制度的に今どうなっていて、どこが制約になっているかというのをもう少し教えていただいてもいいですか。

○高橋村長 はい。農地の交換分合はこちらの3枚目、ここに交換分合の集約化をするに当たって、ここにある要件ですね。個人事業主で農地面積が5ha以上、集団化率40%以上とか、かつ稼働率20%以上など、そのエリアとしてこうした基準が設けられていまして、村の場合、ある程度集団化をしてしまったものですから、その中でまた分散が始まったという。一旦集約したのですが、1割ぐらい離農する人が出て、その離農した土地を買う、求める人が出て、このようにまたぼつぼつと規模の大きい人ほど分散がまた始まってきた。そういうものをいち早く解消できるように。実際規模を大きくした割に分散しているので、作業効率が意外と上がらないということもありますので、そこは土地交換をもっと容易にできるようにしていただきたいということです。

○原委員 要件が法令で定められているものがあって、特に今、やろうとされるときに、この中でこういうものが具体的にひっかかってやりづらいといったことはございますでしょうか。

○高橋村長 実際、単なる交換というのはできずに、どうしても売買になってしまう。そうすると、それに伴って税が発生してしまうということで、非常にお互いできない状況ですね。

○鈴木委員 相対でできればとおっしゃっていましたね。

○高橋村長 そうですね。

- 鈴木委員 それは差額が発生しないような交換ということですか。
- 高橋村長 はい。
- 鈴木委員 それは今できない理由というのは何かあるのですか。
- 高橋村長 ですから、一旦、売ったり買ったりお互いにするようになるので。
- 鈴木委員 やらなければいけないのですか。
- 高橋村長 はい。
- 原委員 今ここで要件が書かれている交換分合とは別なのですね。
- 高橋村長 これは交換分合を事業でやるとそういうものは要らないのですが、相対で今やろうとするとそれしかないという。ですから、交換分合事業としてできるように、こういう対象面積を減らしたり、相対交換ができるように、こういうようなことをできるようにしていただきたい。
- 原委員 今の仕組みとは別に相対の交換という仕組みを持つ。
- 高橋村長 そういうことでもいいですが、交換分合ということは、そういう交換して集約することなので、それをもっと要件を簡素化するというのも1つの方法なのかなと。まるっきり相対でもいいのですが。
- 原委員 その対象面積とおっしゃっている5ha以上であるとかというのは、交換する対象の1つなのですか。
- 高橋村長 交換分合の事業をやる場合。
- 原委員 もっと小規模でという。
- 高橋村長 そうですね。小規模でもやれるようにという。
- 鈴木委員 ひょっとしたら相対は農地法ではない可能性もあるわけですか。今できないというのは農地法の問題ですか。
- 高橋村長 農地法ではないです。
- 鈴木委員 だから、新たにそういう制度をつくるべきだという御提案ですね。
- 高橋村長 はい。
- 鈴木委員 換地の問題ですね。
- 原委員 わかりました。
- あともう一つおっしゃっていた新規開田の抑制というのは、要綱なのですか。
- 高橋村長 通達ですね。
- 原委員 通達でそういう。わかりました。
- あと順番で伺ってしまってよろしいですか。もう一つ、生産の関係でおっしゃっていた、国が登録しても県の認可がないとできませんというところはどいう。
- 高橋村長 まず、種苗のほうなのですが、県の奨励品種という位置づけにならないと国の奨励金がいただけない。例えば麦や大豆や稲であっても、国がつけている奨励金というのがありまして、それが県の奨励品種でないと農家が作付してももらえない。例えば岩手県の有望な品種を秋田県の村の農家が作付したいというのをやろうとしたら、それがだめ

だと。具体的には、岩手県東北農試で開発した「銀河のちから」という超強力粉がありまして、今、パンやラーメンなどそういうものに使える。日本の小麦はどちらかというと薄力粉なもので、その用途で使えるということで試作したら非常にいいということで、作付をしようということでいろいろと県ともやり合ったのですが、県のほうは、もうそれは登録しないということになったりして、結局奨励金がもらえないようなこともありまして、そうではなく、やはり国または国に準ずる公的機関が種苗登録したものであればどこでも使えるように、また、そうした国が設定した奨励金は使えるようにしていただきたい。同じように国が登録した農薬も各県の使用基準というのがありまして、それに適合しないと使えないということがあります。ですから、そういうことはもうやめて、県ではなく国がちゃんと登録を認めたものであればどこでも使えるようにしたほうがいいと思います。

○鈴木委員 県に交付金がおきてきて、県が決めるという制度になっているわけですか。

○高橋村長 交付金は直接国から来るのですが、その要件を満たさないということでもらえない。

○鈴木委員 そういう制度があるのですか。

○原委員 これは国の問題か、県の問題なのかややこしいところですね。

○高橋村長 国がそういう要件を県に委託するのをやめて。

○鈴木委員 あるいはダイレクトに市町村に落とすか、どちらかですね。

○高橋村長 市町村か農家なので、ですから、各県で同じような品種をまた再調査して、それを県の奨励品種にするかしないかとか、農薬にしても県として使用基準をどうするかとか、無駄なことをやっているようにしか思えないので、県で独自につくるのはつくればいいのですが、国の公的機関がつくったようなものはどこでも使えるようにしたほうがいいのではないかなと思います。

○原委員 次に行ってよろしいですか。人のところで外国人のお話で、今、技能実習で大潟村さんですと。

○高橋村長 まだ受け入れてはいません。

○原委員 わかりました。

○高橋村長 ただ、いろいろ調べていくと、今、技能実習の縛りも厳しくなってきたり、ただ、実態としては先ほど言ったようなこともあるし。

○原委員 ほかのところで技能実習を受け入れられて、相当程度うまくやってらっしゃるところなどからお話を聞くと、そうは言っても、実習なので1年間通してやらないといけなくて、農繁期だけとかそういうこともいかないので、そこは正面からこういうようにしてもらったほうがやりやすいのです、短期就労にしたほうがいいのですというようなお話を聞いたりするのですが、そういう御事情があつて入れられていないのか。

○高橋村長 まだ秋田県では技能実習、農業分野ではほとんど実績がなくて、これからということで今いろいろ勉強させていただいた中で、今、言ったようなことが少しずつわかってきまして、今回、入れさせていただいたということです。

○原委員 わかりました。

私は大体わからなかったところはそれぐらいです。あとありましたら。

○鈴木委員 相続のところなのですけれども、これは具体的にどれぐらい災いしているのですか。そもそも規模が大きいので、もう基礎控除の満杯ぐらいのところに来ていたのが飛び越えてしまったということなわけですか。

○高橋村長 以前ですと5,000万と600万という控除があったのですが、それが今は3,000万と600万に、その差額分が直接税負担になってきてということで、それが大きいものになっていると感じる。

○鈴木委員 だから、前は5,000万まで届かなかったところが結構あったのが、もう急に飛び出てきてしまったということなわけですか。

○高橋村長 はい。ですから、以前はほとんど農地部分にはかからなかったのです。それが今かかってしまった。結局払えない場合は農地を売って払うようなこともあったり、借り入れをして払ったり。ただ、集約化して大規模化しようとしてどんどんなっているものもあるので、それがまた分散化するようなことになっているので、経営としてはなかなか難しい。

○鈴木委員 そうですね。別に今でなくて結構なのですけれども、どれぐらいそういうものが引かかってくる割合がふえそうだとか、そういうことがありましたら教えていただければと思います。

○原委員 あとは特にありますか。事務局で何か。

○藤原次長 特にございません。

○原委員 どうぞ。

○鈴木委員 あと済みません、最後、元に戻ってしまうのですけれども、先ほど換地の話はわかったのです。換地は農地法と別のところだなというのがわかったので調べてみたいと思うのですけれども、その手前のところで事業化する場合の基準、40%とか、稼働率が20%とかというところで、具体的には緩和すると言ってもどれぐらいを例えばこれが40%ではなくて20%ぐらいがいいとか、そういう目安みたいなものをお持ちですか。これぐらいだったら何とかできそうだという。

○高橋村長 今、まだそこまで整理していませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○原委員 まだ若干のお時間がありましたが、大丈夫ですか。あともし何かこの点はもう少し補足しておきたいというところがございましたら。

○藤原次長 事務局から申し上げますと、いわゆる交通の問題について、かなり喫緊の課題という感じで非常に注目を浴びている項目名ものですから、より詳細なお話があれば思ったのです。

○高橋村長 まず、宿泊施設に泊まるお客さんを送迎までは大丈夫なのです。例えばホテルに団体さんが来て、秋田駅まで来たので、秋田駅に迎えに行ってホテルまで連れてくる。

そういうのは大丈夫ですが、途中、こうした村の観光的な要素や研修的な要素で回って歩くことは禁じられていまして、ただ、こういう施設が持っているバス自体、そんなしょっちゅう走っているわけではないので、あいている時間というのは当然あるので、そういうものも有効に使って、エリア内は回れるようにしていただいたほうが、やはり来る人にとっては非常に便利になると思いますし、サービス向上も図れると思いますのでということです。

○阿曾沼委員 それはオンデマンドとか、自由に使いたいということですか。利用目的によって、特定多数の人も乗せられる訳ですから。

○高橋村長 イメージとしては観光の部分でということ、一般的な住民の送迎というよりは、訪れた人のためにという。

○北嶋課長補佐 集落の中は無料バスでもう回ってしまっていますので、それ以外のところ。

○藤原次長 一応関係省庁の説明ですと、そういった地元以外の訪れた方、観光客もできるのだけれどもというようには話があるのですが、そこがなかなか難しい理由というのがありますか。

○高橋村長 緑ナンバーをしっかりとっていないということで、それでそういうところを回ればだめだということで、それをやめているということです。

○原委員 一応例外的にはいいことになっていますけれども、きっと協議会で大体排除されるということでしょうね。

大変ありがとうございました。